

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年1月26日

町道の認定及び一部廃止について

資 料

新たに認定を予定する町道について-----	1～2
町道認定の一部廃止について-----	3～4

建設課

新たに認定を予定する町道について

現在、町内には道路法に基づく認定町道は575路線ありますが、新たに、令和3年度に高麗二丁目地内において開発された区域内の道路が、町が定める町道認定の要件に適合することから、町道認定を行うものです。

なお、町道認定につきましては、議会の議決を経なければならないことから、令和5年3月議会での提案を予定しています。

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 省略

認定町道の要件

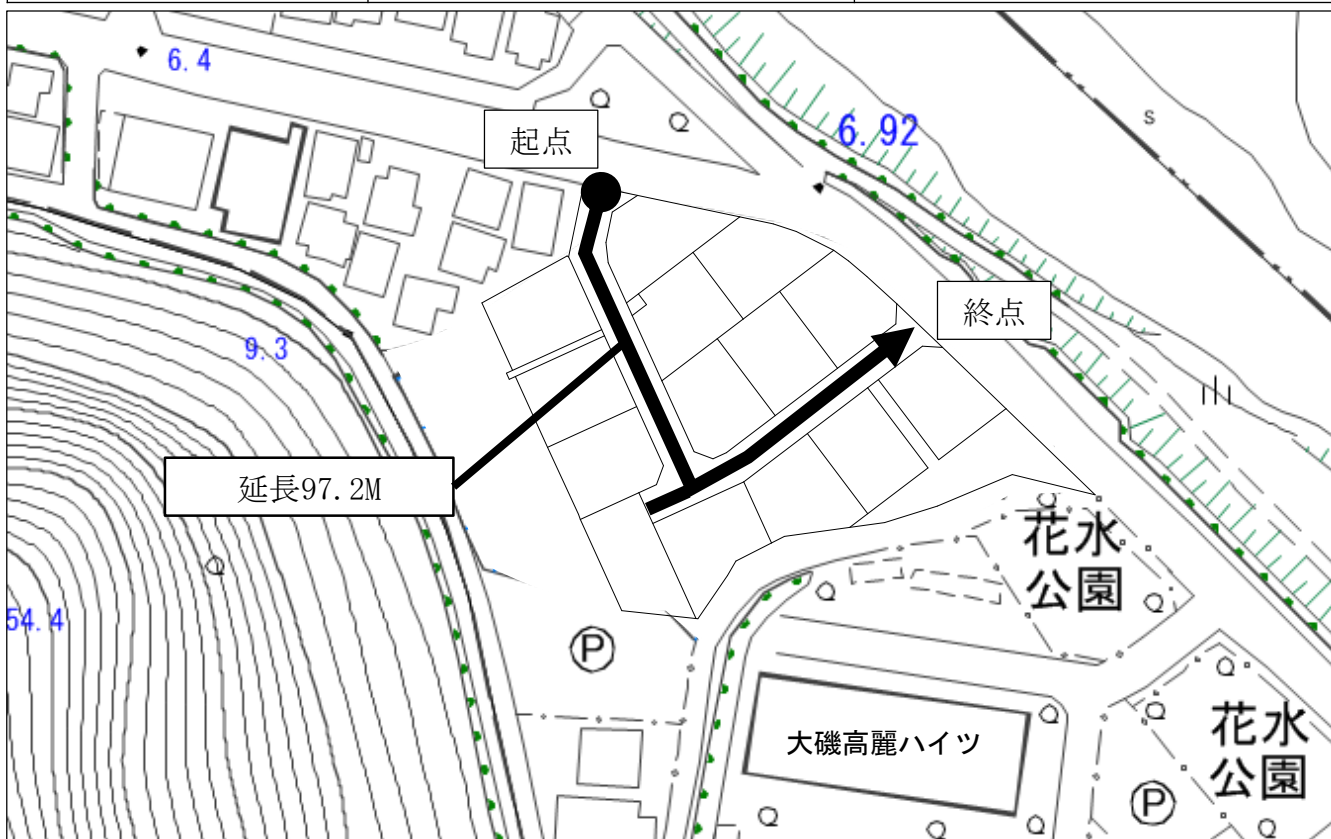
1. 認定の基準

道路の起点及び終点がそれぞれ公道に接し、他の一方がこれに準ずる道路に連絡しており、原則として通り抜けができるもの。

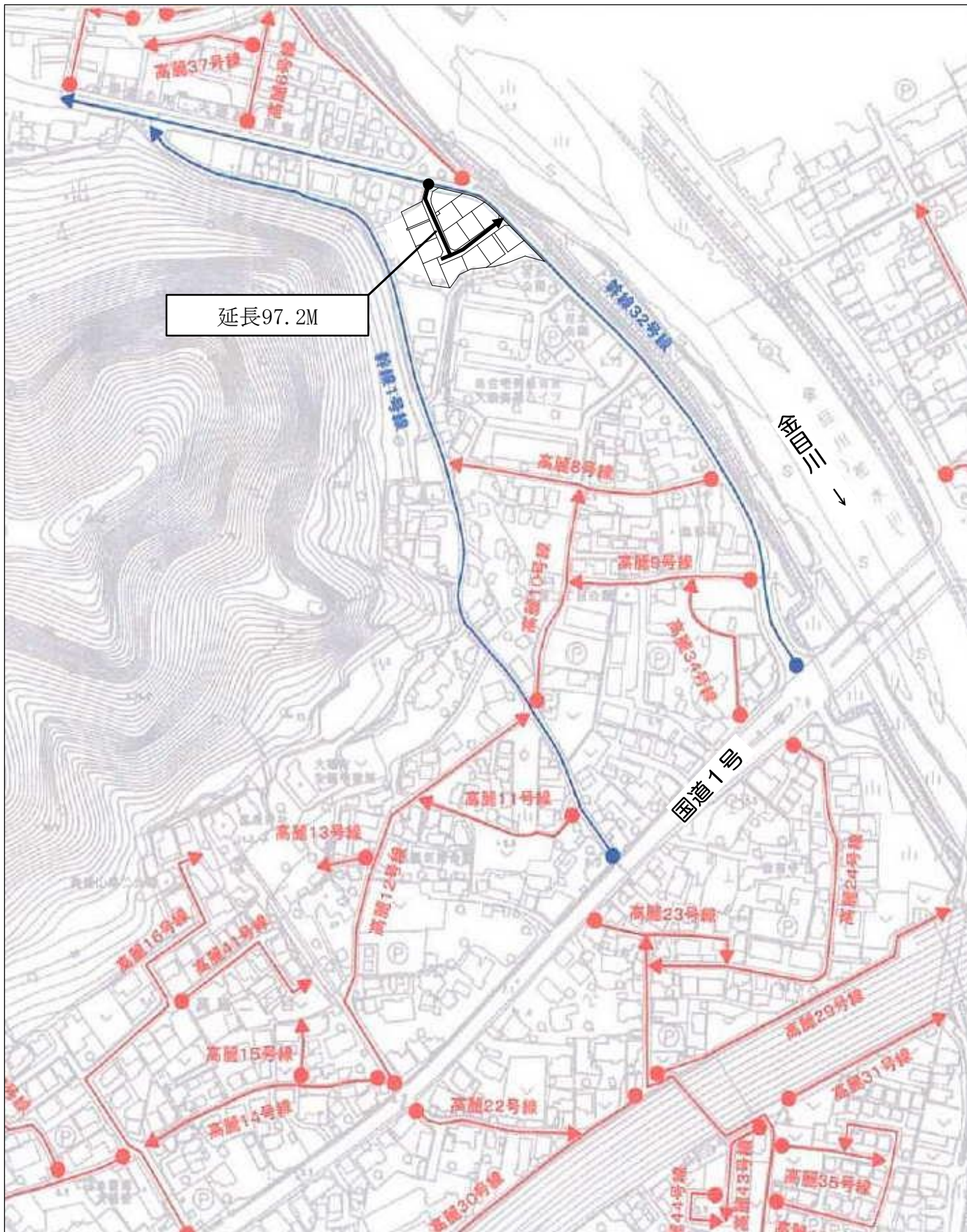
2. 認定の条件

都市計画法により築造された道路。

路線名	起点（番地先）	終点（番地先）
高麗51号線	高麗二丁目319番15	高麗二丁目336番11



高麗51号線付近の認定町道路線網図



町道認定の一部廃止について

今回の町道認定の一部廃止は、大磯駅前広場整備事業に伴い、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（以下「JR」という。）所有地にかかる町道認定を外すことの協議が、JRと整ったことから、町道幹線12号線の一部を廃止するものです。

なお、町道認定の一部廃止により、公共公益的な機能や利用形態などに変化は生じません。

また、町道認定の一部廃止につきましては、議会の議決を経なければならないことから、令和5年3月議会での提案を予定しています。

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（路線の廃止又は変更）

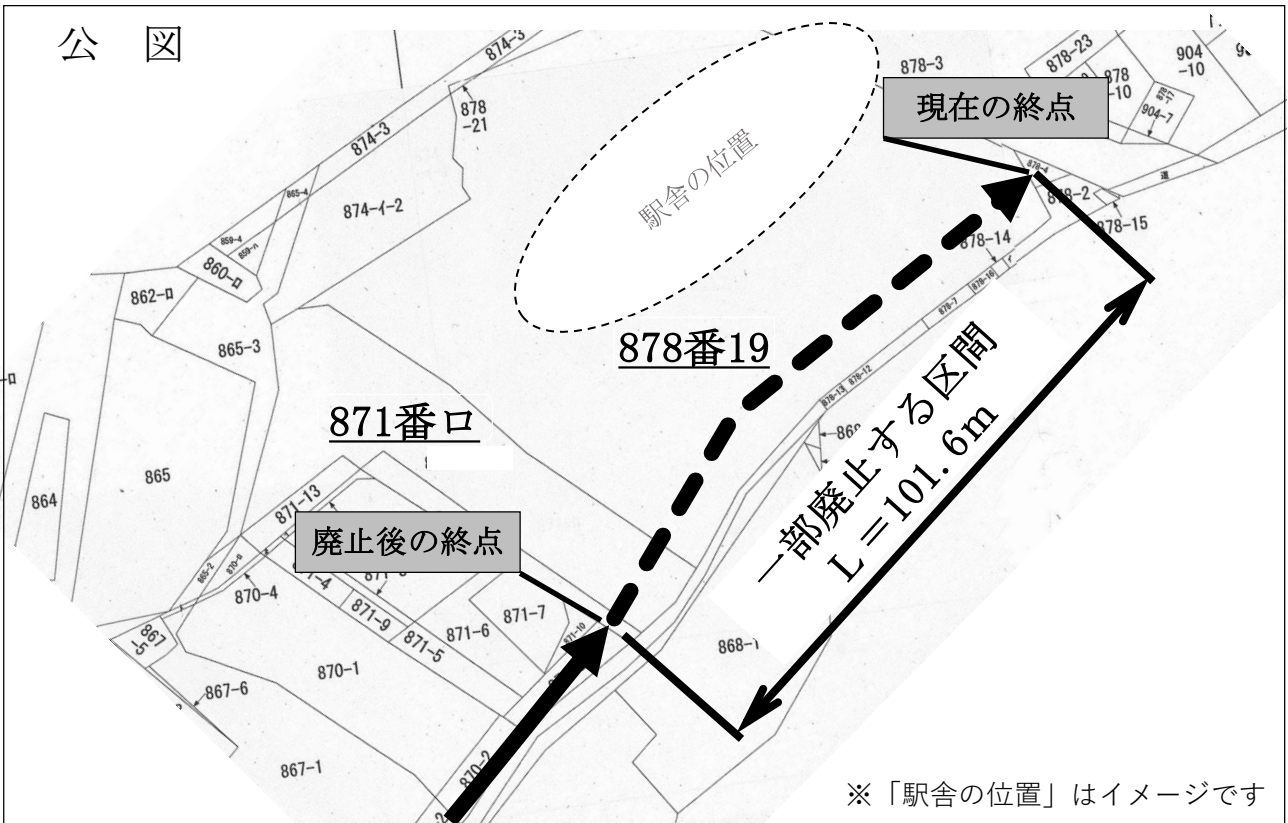
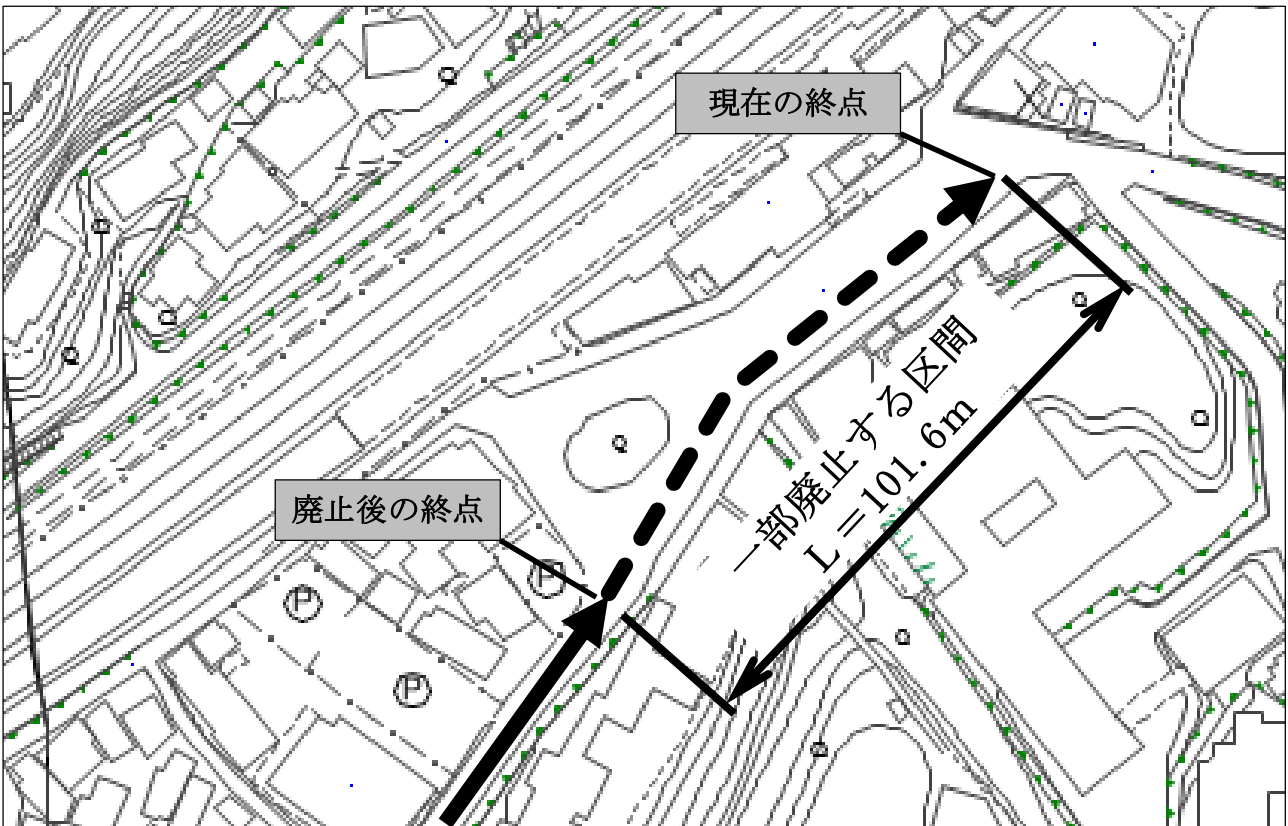
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



一部廃止箇所の詳細



路線名	一部廃止する区間	
	起点 (番地先)	終点 (番地先)
幹線12号線	大磯字坂田山付871番口	大磯字坂田山付878番19